

令和8年4月13日

東京地方検察庁
特別捜査部 直告班

書類の再送付について

同封の書類は、先日貴殿宛て郵送しましたが、保管期間経過により送達ができず、郵便局から返送されたため、本日、再度送付いたします。

(2 回目)



東地特捜第2261号
令和8年3月30日

齋藤 経史 殿

東京地方検察庁
特別捜査部 直告班

貴殿から提出された「告発状」と題する書面1通（2026年3月12日付け）及び添付資料を拝見し、検討しました。

告発は、刑罰法規に該当する犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、犯罪構成要件に該当する具体的な事実、すなわち、誰が、いつ、どこで、誰に対し、どのような方法で、何をしたか、それによりいかなる結果が生じたか、それがいかなる犯罪に該当するのかなどについて、各犯罪事実ごとに、相応の根拠に基づいて、できる限り具体的に記載していただく必要があります。

しかしながら、前記書面等では、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が相応の根拠に基づいて記載されておらず、また、前記書面等に記載された事実がいかなる根拠に基づいて犯罪構成要件に該当すると主張されているのか判然としないなど、告発事実が特定されているとはいえません。

なお、告発状の作成には、刑罰法規について一定程度の理解が必要ですので、弁護士等の法律実務家に相談されることも御検討願います。

以上の点を御検討いただくため、貴殿から提出された前記書面等（DVD1枚、USB1個を含む）は返戻いたします。